

## ハラスメント防止に関する規程

（目的）

### 第1条

この規程は学校法人函館国際学園およびこの学校法人が設置する専修学校ロシア極東大函館校（以下、「本校」という。）におけるハラスメントの防止および排除のための処置およびそれに起因する問題が生じた場合に、適切な対応をするための処置に関して必要な事項を定めて本校の教職員（常勤、非常勤、臨時等を問わずすべての教員、職員および役員）並びに学生（ロシア語科生、ロシア地域学科生、科目等履修生及び市民公開講座生など本校で教育を受け研究するすべての者）の基本的人権の保護および個人の尊厳と両性の本質的平等の実現を図り、これにより健全な教育環境を確保し維持することを目的とする。

（定義）

### 第2条

この規程において、ハラスメントとは、本校において教職員または学生が他の教職員または学生に対して精神的または身体的苦痛を与えうる次に掲げる言動をいう。

- （1）           セクシュアルハラスメント  
行為者の意図に関わらず他の者を不快にさせる性的性質の言動及び性差を背景とする相手の意に反するいやがらせの言動
- （2）           アカデミックハラスメント  
教育の現場において行われる相手の意に反するいやがらせの言動
- （3）           パワーハラスメント  
職権などの上下関係を背景とする相手の意に反するいやがらせの言動や修学上の利益や権利を侵害する言動
- （4）           妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント  
妊娠・出産・育児・介護に関する制度または処置の利用に関して就業環境を害する言動
- （5）           その他のハラスメント  
前項1から4以外で、教職員及び学生が個人的属性等を理由に不適切な言動又は差別的な取り扱いを行うことにより、他の教職員や学生に対して肉体的又は精神的苦痛を与える言動

（本校の責務）

### 第3条

本校は第1条の目的を果たすために本規程が教職員および学生に理解され遵守される

よう啓発を行い、ハラスメント事案が発生したときには迅速かつ適切な対応を行うためにハラスメント防止委員会を設置する。

2 本校はハラスメントの事実関係が明らかになり、その防止には、関係する教育環境や就労環境の改善が必要と判断される場合は速やかに必要な処置を講じる。

(教職員および学生の責務)

#### 第4条

教職員および学生はハラスメントを行ってはならない。また、他の教職員及び学生が行うハラスメントを看過しない。

- 2 教職員や学生がハラスメントの相談を受けたときは、すみやかにハラスメント防止委員に報告する。
- 3 教職員及び学生は、本校のハラスメント防止委員会から相談、調査、聞き取り等で協力要請があった場合はこれに協力する。
- 4 ハラスメント事案に関係する教職員及び学生は、ハラスメントの機密性を含む特性から当事者や関係者のプライバシーや名誉等の人権を尊重し、知りえた情報のすべてにおいて守秘義務を負う。

(管理者の責務)

#### 第5条

管理監督の地位にある者(就業規則)は次に掲げる事項に注意してハラスメント防止に努め、ハラスメント事案が生じた場合には迅速かつ適切に対処する。

- (1) 日常の業務を通じてハラスメントに関する注意喚起を教職員および学生に対して行い、ハラスメントの認識を深めさせる。
- (2) 教職員および学生の言動に十分な注意を払い、ハラスメントの防止に努める。

(ハラスメント防止委員会)

#### 第6条

ハラスメント防止委員会は次の事項を行う。

- (1) ハラスメント防止のための啓発
  - (2) ハラスメント事案の調査
  - (3) ハラスメント事案の問題解決および措置の勧告
- 2 ハラスメント防止委員会はハラスメント事案が発生した場合は速やかに事実関係を調査し、問題の解決や措置について理事長に報告したうえで適切な措置を勧告する。
- 3 ハラスメント防止委員会は、ハラスメント事案が深刻であり解決が困難と判断される場合は、学外の専門家に対処をゆだねることができる。

(ハラスメント防止委員の選任等)

#### 第7条

教職員及び学生からのハラスメントの相談に対応するためにハラスメント防止委員を置く。

2 ハラスメント防止委員は理事長が任命する。

3 ハラスメント防止委員の任期は4月1日から翌年の3月31日の1年間とし、次期の委員が選任されるまではその任に当たるものとする。

4 苦情・相談の窓口となるハラスメント防止委員名と連絡方法はメール掲示板にて選任時に開示する。

5 ハラスメント防止委員は、ハラスメントの苦情や相談を受けた場合は、中立的な立場で偏見なく受け止め、迅速かつ適切に対応するとともに、理事長とハラスメント防止委員長に報告しなければならない。

(ハラスメントの申し立て)

## 第8条

教職員及び学生はハラスメントによる被害を受けた場合は次に掲げる各号の中から希望する解決方法を選択してハラスメント防止委員会に申し立てをすることができる。

1 「通知」による解決：苦情のあることを被申立人に対して通知することを求める

2 「調停」による解決：申立人及び被申立人の間で話し合いによる解決の仲介を求める

3 「調査」による方法：事実関係の公正な調査と、それに基づくハラスメント認定を求める

申し立ての期限はハラスメントが行われた時から原則として1年以内とし、教職員が離職した場合または学生が学籍を失った場合も、在職中または在籍中に受けたキャンパスハラスメントについて同様とする

(申し立てへの対応)

## 第9条

ハラスメント問題について申し立てがなされた事案はハラスメント防止委員会で審議し、調査結果に基づくハラスメント認定についても同様とし、逐一を速やかに理事長に報告する。理事長はハラスメント認定結果や調停における合意について適切な措置を講じるものとする

(守秘義務)

## 第10条

ハラスメント事案に係るすべての者は、当事者及び関係者の名誉及プライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。また任務に関して知りえた個人情報等の内容を他に漏洩したり、不当な目的に使用してはならない。

(相談者および証人等の保護)

第 11 条

ハラスメント問題に関して相談をしたこと、または事実関係の証人になったことなどを理由として、相談者および証人等に不利益な取り扱いをしてはならない。

(回避)

第 12 条

ハラスメント委員会の委員がハラスメント問題の当事者となった場合には、その委員は辞任するものとする。

(虚偽の申立ての禁止)

第 13 条

教職員ならびに学生はハラスメントの相談・調停・調査に基づくハラスメント認定の申立て、事情聴取などに際して虚偽の申立てや証言をしてはならない。

(規程の改廃)

第 14 条

この規程の改廃は委員会の議を経て、理事会にて行う。

附則

この規程は、令和 3 年 1 月 2 4 日から施行する。